

豊橋市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8 年 4 月

豊橋市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状

- (1) 計画の趣旨
- (2) 豊橋市の現状

2. 目標

- (1) 時間外在校等時間に関する目標
- (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

3. 計画の期間

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- (1) 文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し
- (2) 学校における措置の推進
- (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

5. 関連する取り組み及び今後のフォローアップ

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

本市では、令和6年度に豊橋市立小中学校管理規則に教育職員の勤務等時間の上限を明記した。その後、1か月の時間外在校等時間は減少傾向にあるものの、依然として業務が長時間に及ぶ教育職員も多く、また各学校における取り組みに差が見られるなどの課題がある。教育職員の勤務状況を改善し、健康な状態で、自らも学ぶ時間を確保しながら、専門性を最大限に発揮して、いきいきと児童生徒等への教育に邁進できるようにすること、また教育職員の働きやすさと働きがいとを両立し、学校における働き方改革を進めることが急務となっている。

令和8年度から取り組む「第2次豊橋市教育振興基本計画（後期計画）」は、「教育は未来を創る営み」を念頭に、た（たくましさ）し（しなやかさ）か（かしこさ）な力を育む教育の推進を掲げている。本計画を着実に遂行することで、教育職員の働き方改革の実現を図り、ワーク・ライフ・バランスを意識し、働きがいを感じながら、いきいきと子どもたちとのかかわり、自ら学び続けられる教育職員の姿を目指していく。

以上のような趣旨を踏まえ「豊橋市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定した。本計画は、公表及び総合教育会議への報告、取り組み状況の評価等を行い、検証・改善を重ねていく。

(2) 豊橋市の現状

① 豊橋市教育職員の在校等時間の現状

本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和4年度から令和6年度の推移は以下のとおりである。

区分	年度	年間360時間以下の割合	月100時間超過割合	月80時間超過割合	45時間超80時間以下割合	月45時間以下割合
小学校	令和4年度	35.5%	1.1%	4.6%	29.2%	66.2%
	令和5年度	55.4%	0.7%	3.6%	26.3%	70.1%
	令和6年度	52.7%	0.3%	2.5%	24.3%	73.2%
区分	年度	年間360時間以下の割合	月100時間超過割合	月80時間超過割合	45時間超80時間以下割合	月45時間以下割合
中学校	令和4年度	31.4%	3.3%	9.9%	30.5%	59.6%
	令和5年度	58.9%	2.5%	7.8%	28.4%	63.9%
	令和6年度	55.5%	1.4%	5.7%	26.8%	67.5%

年々月45時間以下の割合は増えているものの、月80時間超過の割合や、月100時間を超える教育職員も一定数いることがわかる。

下の表は、教育職員の業務の中で、最も多くの時間を割いていると感じるものは何かを調査し、それぞれの項目について割合で示したものである。

区分	年度	校務分掌				学習指導				生徒指導	部活動
		行事の準備等	学年・学級事務	校内会議	その他、担当する校務分掌に関する業務	授業準備 指導案作成等	テスト採点 成績処理等	進路指導等	その他、学習に関する業務	生徒指導 保護者対応 家庭訪問等	部活動指導 引率等
小学校	R5年度	13%	24%	1%	18%	20%	19%	0%	4%	1%	0%
	R6年度	14%	23%	0%	20%	18%	22%	0%	2%	1%	0%
中学校	R5年度	15%	15%	0%	15%	9%	20%	11%	1%	0%	14%
	R6年度	17%	18%	0%	18%	8%	22%	8%	0%	0%	10%

②ワーク・ライフ・バランスや健康等に関する現状

教育職員のワーク・ライフ・バランスや健康等に関する現状を把握する指標として、年次休暇の取得率やストレスチェックの実施率等が挙げられる。

以下は、過去5年間の年次休暇取得日の平均をまとめたものである。

R2	平均年次休暇取得日	12.1日	(総取得日数 20534 日÷1692 人)
R3	平均年次休暇取得日	15.7日	(総取得日数 26543 日÷1694 人)
R4	平均年次休暇取得日	15.9日	(総取得日数 27105 日÷1704 人)
R5	平均年次休暇取得日	16.9日	(総取得日数 28849 日÷1707 人)
R6	平均年次休暇取得日	14.6日	(総取得日数 28021 日÷1924 人)

一方、本市においては、保健給食課が中心となり、全小中学校やくすのき特別支援学校、豊橋高等学校にストレスチェックの実施を呼びかけ、実施を促している。下の表は、ストレスチェックの項目「高ストレス者の割合」の結果についてまとめたものである。

【各年度の高ストレス者の割合】

R5	R6	R7
11.0%	13.4%	11.7%

また、2025年度豊橋市教育委員会ストレスチェック集団分析結果報告書からは、「働きがいがある」と答えている教育職員は56.7%、「仕事や生活の満足度」の値は、55.4%を示している。いずれの数値も前年度と比較して大きな差はないが、教職という仕事に対し、より「働きがい」や「満足感」を実感できることが望ましいと考える。

2. 目標

本計画は、第2次豊橋市教育振興基本計画（後期計画 令和8年度～令和12年度）をもとに、以下の数値目標の達成を目指す。

（1）時間外在校等時間に関する目標（各個人）

- | |
|----------------------------------|
| ① 1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合：100% |
| ② 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間：30時間程度 |

（2）ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- | |
|--|
| ① 年間の年次休暇の平均取得日数：15日以上 |
| ② ストレスチェックにおける高ストレス者の割合：9.9%以下 |
| ③ ストレスチェックにおける「働きがい」と「仕事や生活の満足度」の値：60%以上 |

3. 計画の期間

令和8年度～令和12年度

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

（1）文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」（補助資料参照）を踏まえた業務の見直し

学校以外が担うべき業務

◇登下校時の通学路における日常的な見守り活動等【3分類①関係】

- ・各地域の実情を踏まえつつ、保護者や地域の組織による通学路の日常的な見守り活動を推進する。
- ・登下校時における緊急避難場所として「こども110番の家」の確保・拡充に努める。

◇放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応【3分類②関係】

- ・放課後から夜間における見回りは、地域の組織による取り組みに委ね、学校による自主的な見回りは不要とする。
- ・警察関係者も参加する生徒指導主事・主任会等において、補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことにつ

いて認識の共有に努める。

◇学校徴収金の徴収・管理（公会計化）【3分類③関係】

- ・徴収回数の削減や必要性の精査、保護者と事業者との直接支払い方式の活用など、学校の事務負担を軽減するための取り組みを推進する。
- ・公会計化等に関し、他自治体の取り組みを情報収集し調査研究する。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等【3分類④関係】

- ・関係者間の一層の連携を図るために、市教育委員会主催のコミュニティ・スクール研修会を継続して実施する。
- ・地域コーディネーターを中心に、学校と地域学校協働活動の連携が進んでいく体制づくりを推進する。

◇保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応【3分類⑤関係】

- ・多様化・複雑化する相談や苦情等に対し適切かつ効率的に対応できる相談体制づくりに向け、学校教育課が所管する「教育相談研究委員会」を新たに設置し、相談体制のあり方について研究する。
- ・教育委員会内における法的相談を受けるスクールロイヤー等の専門家の配置に向け、他自治体の取り組み等を参考に研究する。
- ・各学校の電話受話器について、通話内容を録音する機能、音声ガイダンス機能等の導入を検討する。

教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答【3分類⑥関係】

- ・調査内容を精選し、その削減に努める。
- ・オンラインによる各種集計システムを活用することによって調査・統計等の回答に係る教育職員の事務負担軽減に努める。

◇学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理【3分類⑦関係】

- ・学校の広報資料等についてはメール等での配信を積極的に推進する。

◇ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理【3分類⑧関係】

- ・タブレットの破損や故障への対応、アカウントの発行等については、GIGAサポートセンターに一元化するとともに、ICT支援員による授業支援の充実に向けて、環境づくりを推進する。

◇校舎や体育館等の施設・設備の管理【3分類⑨関係】

- ・学校施設に係る保守点検や修繕等の維持管理業務を民間業者へ包括的に委託することで安全性の向上を図るとともに、校務主任が担っている施設管理業務の負担を軽減する。
- ・体育館等の施設利用に係る受付等の業務について、外部委託を含めた学校職員以外が対応できる環境づくりについて検討する。

◇部活動【3分類⑬関係】

- ・部活動の活動時間は、「部活動の手引き」に則り、平日週3日以内で、90分以内とする。また、土曜日、日曜日および祝日の部活動については、原則、実施しない。
- ・学校教育課が所管する「中学校部活動検討特別委員会」の提言をもとに、文科省が示す改革実行期間に合わせ部活動の地域展開に向けた環境整備を推進する。

教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理【3分類⑮⑯】

- ・授業準備や採点作業等を補助する校務支援員・教員業務支援員の配置拡充を推進する。
- ・AIドリルを効果的に活用することで、学習履歴の把握や採点業務の時間縮減につなげる。

◆学校行事の準備・運営【3分類⑰】

- ・関係機関との連携をはじめ、日程調整や物品等の準備業務等について、事務職員や学校用務員、校務支援員や教員業務支援員等の協力を得ながら、特定の教育職員に業務が集中しないよう努める。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応【3分類⑱】

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の児童生徒理解に係る校内会議への参加を推進し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した支援体制の構築を推進する。
- ・市教育委員会が主催する児童生徒理解等に係る諸会議に、市長部局関係課をはじめ、医療・福祉・警察等の関係機関からの参加を幅広く求め、連携協働して適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制構築に努める。

- ・医療的ケアが必要な児童生徒に対し、必要な支援が受けられるよう看護師の派遣・配置をする。

(2) 学校における措置の推進

◇学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階では真に必要な時数となるよう設定する。特に標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直しなど、日課表の工夫を行う。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取り組み

◇教育職員の健康および福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を順守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導の機会を設ける。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口の整備に向け検討する。
- ・年次休暇を連続して取得できるよう、夏季休業中の8月に学校閉庁日を市独自に設定する。各学校においては、取得を希望する教育職員が気兼ねなく取得できる雰囲気づくりに努める。

5. 関連する取り組み及び今後のフォローアップ

◇取り組み状況の把握および公開等について

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、校務用パソコンの出退勤システムなどの客観的結果から把握する。その他の目標については、常勤の教育職員に実施するストレスチェックの結果等から把握する。

- ・取り組みの着実な実行を図るため、把握した市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を、毎年度、教育委員会学校教育課HPで公表する。また、教育委員会の定例会および総合教育会議において報告する。

◇教育委員会の支援・指導について

- ・市教育委員会は各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰り等が課題となっている学校に対しては状況が改善されることを目指し、当該学校に対する支援・指導を実施する。
- ・各学校の働き方改革が一層進むよう、様々な機会をとらえて本計画の周知を図る。教育委員会が主催する研修会においても、働き方改革やタイムマネジメント等の内容を位置づける。

◇関係部局・機関等との連携について

- ・校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえ、本計画に基づき教育職員の働き方改革に向けた取り組みを実施する。
- ・学校での児童生徒等の支援にあたる医療・福祉等に関わる人材の確保に当たり、関係部局・関係機関と連携して取り組む。
- ・本計画の内容について市長部局と連携しながら保護者や地域住民に対し周知を図り、学校教育活動への協力が得られるよう取り組む。

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、服務監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における
日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける
校外の見回り、
児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理
(公会計化等)
- 4 地域学校協働活動の関係者間
の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や
不当な要求等の学校では対応
が困難な事案への対応

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動
を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、
デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・
管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保
守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職
員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委
託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備
の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検
を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、
機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全へ
の配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住
民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

教師の業務だけが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する
指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員
業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の
活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち
補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中
心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程
調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフと
の協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集
等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭
への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進